

議第二十七号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修の機会の確保）

第八条の二 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に対し、研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者に浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を義務付けるため、この条例を定めようとする。